

## 計算書類に対する注記(法人全体用)

### 1. 繼続事業の前提に関する注記

該当なし

### 2. 重要な会計方針

#### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ・満期保有目的の債券等－償却原価法
- ・上記以外の有価証券で時価のあるもの－決算日の市場価格に基づく時価法

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

- ・建物、構築物並びに器具及び備品等一定額法
- ・リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。

#### (3) 引当金の計上基準

- ・退職給付引当金

・・・該当なし

- ・賞与引当金

・・・職員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当年度に帰属する額を  
計上している。

### 3. 重要な会計方針の変更

厚生労働省令 第七十九号（平成二十九年十一月十一日）を採用

### 4. 法人で採用する退職給付制度

退職給付制度は、独立行政法人福祉医療機構の社会福祉施設職員等退職手当共済制度によっております。

### 5. 法人が作成する計算書類と拠点区分、サービス区分

当法人の作成する計算書類は以下のとおりになっている。

- (1) 法人全体の計算書類(会計基準省令第1号第1様式、第2号第1様式、第3号第1様式)
- (2) 事業区分別内訳表(会計基準省令第1号第2様式、第2号第2様式、第3号第2様式)  
当法人は社会福祉事業のみ運営しているため作成していない。
- (3) 社会福祉事業における拠点区分別内訳表(会計基準省令第1号第3様式、第2号第3様式、第3号第3様式)
- (4) 収益事業における拠点区分別内訳表(会計基準省令第1号第3様式、第2号第3様式、第3号第3様式)  
当法人では、収益事業を実施していないため作成していない。

#### (5) 各拠点区分におけるサービス区分の内容

ア たけおか保育園(社会福祉事業)

「法人本部」

「たけおか保育園」

イ 郡山保育園拠点(社会福祉事業)

「郡山保育園」

「郡山児童クラブ」

ウ たがみ台保育園(社会福祉事業)